

香川県広域水道企業団が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する者に必要な資格について

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、次のとおり、令和8年12月31日までの間において企業団が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務に係るものを除く。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を下記のとおり定める。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付される資格を有する者とする。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が250万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとする。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがある。

| 資 格 要 件 | 資 格 区 分 | |
|------------------------------|-----------|---------------------------|
| | A 級 | B 級 |
| 申請日の直前の事業年度（1年間）の製造又は販売等の実績高 | 3,000万円以上 | A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合 |
| 申請日の直前の事業年度（1年間）の決算における自己資本額 | 50万円以上 | |
| 登録日現在における営業年数 | 2年以上 | |

2 競争入札に係る営業種目

競争入札に係る営業種目は、次に掲げるものとする。

文具事務機器類、用紙類、一般印刷類、地図・フォーム印刷類、印章類、表彰品・記念品類、医療機械器具類、薬品類、計測理化学機械器具類、車両類、視聴覚機器類、電気通信機械器具類、建設産業機械器具類、農業機械器具類、衣料雑貨類、家具木工類、室内装飾看板類、食料品類、燃料類、書籍類、運動用具・楽器類、写真機・写真材料類、厨房用器具類、暖冷房衛生設備機器類、消防防災機器類、清掃器具・塗料・船具類、水道用資材類、造船類、木材類、建築・建設資材類、金属くず・古物商、建築物環境維持管理、賃貸・リース、企画・広告・イベント、コンピュータ処理・ソフトウェア開発、警備保障・人材派遣、調査・研究・検査、代理業、その他、森林整備、廃棄物処理業